

**答 申 書**  
**( 答 申 第 3 8 号 )**  
**平 成 1 2 年 9 月 2 8 日**

---

---

**1 審査会の結論**

(1)

別紙 1 に掲げる建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号）に基づく監督処分に係る文書のうち、別紙 2 に掲げる部分を非開示としたことは妥当であるが、その余の部分（北海道情報公開条例（平成 1 0 年北海道条例第 2 8 号）第 1 0 条第 1 項第 1 号に該当するとして非開示とした部分を除く。）については開示すべきである。

(2)

「建設業法第 4 1 条に基づく指導について」と題する決定書（平成 1 1 年 1 2 月 2 7 日付け第 3 2 0 6 号）を開示請求の対象公文書として特定し、新築工事に係るマンションの名称及び所在地を除き、開示すべきである。

**2 異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨**

別紙 3 のとおり

**3 審査会の判断**

(1) 本件諮問事案における審議について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は「平成 1 1 年 1 2 月 2 7 日付けで行われた株式会社（以下「本件法人」という。）の建設業法（以下「法」という。）違反処分及び処分に関する経過書類一式」である。

本件開示請求に対し北海道知事（以下「実施機関」という。）は、平成 1 1 年 1 2 月 2 7 日付けで実施機関が本件法人に対して行った法第 1 6 条の規定に違反したことによる法第 2 8 条第 1 項に基づく監督処分（以下「本件監督処分」という。）及び本件監督処分に関する経過に係る別紙 1 に掲げる文書を対象公文書として特定し、そのうち、それぞれ別紙 1 の表の中欄に掲げる部分が、北海道情報公開条例（以下「条例」という。）第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する非開示情報（以下「1 号情報」という。）同項第 2 号に規定する非開示情報（以下「2 号情報」という。）及び同項第 6 号に規定する非開示情報（以下「6 号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、異議申立書において本件処分の取消しを求めているが、本件異議申立ての後、異議申立人が条例第 3 3 条第 2 項に基づく意見陳述の際、1 号情報で非開示とした部分については争わない旨主張したことから、本件処分のうち当該部分を除く部分を非開示としたことの妥当性について判断することとする。

(2) 2 号情報の該当性について

ア 条例第 1 0 条第 1 項第 2 号は、法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等及び当該事業を営む個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が不当に損なわれると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 実施機関が特定した本件開示請求の対象公文書は、(1)で述べたとおり、法第 1 6 条に

違反した事実に基づく法第28条第1項の規定による監督処分に関する文書であり、本件監督処分の原因となった事実、処分の内容及び根拠法令等については、実施機関において法第29条の5第4項に基づき監督処分簿を公衆の閲覧に供することにより、既に公になっている。法に違反したことに対する結果としての本件監督処分が明らかとなっている以上、当該処分の原因となった事実と密接に関連した情報や当該処分の前提となった情報について明らかにしたとしても、本件法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的地位が不当に損なわれるとまではいえないと考える。

しかし、本件開示請求の対象公文書に記録されている情報のうち、実施機関が調査を行う過程において把握した不確定な情報で事実と異なっているものや、本件監督処分とは直接関係のない本件法人に関する不利益な情報については、これを開示すると、本件法人への誤解や偏見を生む等信用上の不利益を与えることになり、結果として本件法人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的地位が不当に損なわれることも考えられる。また、本件法人の取引先や取引金額の明細等の取引内容に関する情報については、本件法人のみならず、本件法人と取引のある法人等に関する営業上の事項に関する情報でもあること、本件法人の決済方法等経理に関する情報については内部管理上の事項に属する情報であることから、本件監督処分が既に公になっているか否かに関わらず、いずれも2号情報に該当するものと考えられる。

なお、法の監督処分簿を公衆の閲覧に供する趣旨は、業者に関する処分等の不利益な情報を公にすることにより、違反行為の再発防止を図り、適正な営業を促進すること、及び公衆に対し注意を喚起するとともに業者選択に必要な情報を与えようとするものであると考えられる。したがって、監督処分簿に登載されている事項以外の事項であっても、監督処分の原因となった事実と密接に関連した情報や処分の前提となった情報について、法が情報公開制度による開示を禁じているものと解することはできず、むしろこれを情報公開制度により開示することは、法の趣旨に沿うものであると考えられる。

ウ 実施機関が本件処分において2号情報に該当するとして非開示としたのは、別紙1の表のうち、2の文書、3の文書の(2)の部分及び4の文書の(2)の部分であり、イで述べた考え方に基づいて以下検討することとする。

(ア) 別紙1の表の2の文書について

別紙1の表の2の文書には、本件法人から実施機関に対して提出された弁明書が添付されており、本件監督処分に先立って処分対象となる本件法人から弁明された内容が記録されている。本件については、イで述べたとおり既に監督処分がされており、その内容も公になっていることからすれば、本件監督処分に至る一連の手続きの中で取得した弁明書及び弁明書の内容が記載された報告書については、本件監督処分の前提となった情報であり、弁明書に記載されている内容からみて、開示することにより本件法人の事業運営上の地位又は社会的地位が不当に損なわれるとまではいえず、2号情報に該当しないと判断する。

(イ) 別紙1の表の3の文書について

別紙1の表の3の文書は、本件監督処分を行うに当たり、処分の対象となる本件法人に対し、行政手続法第13条第1項第2号に基づく弁明の機会を付与するため作成されたものであり、「監督処分の原因となった事実」には本件監督処分に至る経過及び実施機関が調査した事実等が記録されている。また、下請状況についての調査のため本件法人から提出させた資料に基づき実施機関が作成した「マンション新築工事に係る下請業者

名及び金額」の表(以下「本件下請業者の表」という。)及び実施機関が本件法人から取得した工事請負契約書の写しが添付されており、それぞれ本件監督処分の対象となった工事(以下「本件対象工事」という。)に係るものと本件監督処分の対象とならなかった工事(以下「本件対象外工事」という。)に係るものが添付されている。そのうち、実施機関が2号情報に該当するとして非開示としたのは「監督処分の原因となった事実」の1及び2の部分並びに添付されている資料すべてである。

まず、「監督処分の原因となった事実」の1及び2には、実施機関が調査の過程で取得した不確定な情報が記録されており、実施機関の説明によれば、結果として事実は確認できなかったと認められることから、イの の情報に該当する。

次に、添付されている資料のうち、本件対象外工事に係る本件下請業者の表及び工事請負契約書については、本件監督処分に係る調査の過程で取得した不確定な情報に関する文書であることからイの の情報に該当し、また、本件対象工事に係る本件下請業者の表及び工事請負契約書については、本件法人の取引先及び発注金額の明細等の取引内容に関する情報であるとともに、本件法人と取引のある法人等に係る取引内容の情報であることからイの の情報に該当する。

したがって、別紙1の表の3の文書のうち、別紙2の1に掲げる部分については、2号情報に該当すると判断する。

(ウ) 別紙1の表の4の文書について

別紙1の表4の文書は、本件法人の事情聴取結果の報告のため作成されたものであり、事情聴取結果の主旨及び内容が記録されている。また、実施機関が本件法人から取得したマンション新築工事に係る下請金額に関する資料が添付されている。そのうち、実施機関が2号情報に該当するとして非開示としたのは、事情聴取結果の【内容】の部分及び添付されている資料すべてである。

事情聴取結果の1枚目の【内容】の部分の1行目から4行目には、実施機関と本件法人の出頭に当たっての一般的な説明に関する応答内容、2枚目の12行目から13行目には、報告書作成時点における実施機関の処分等の手続きに関する情報がそれぞれ記録されている。また、1枚目の【内容】の部分の10行目から11行目にかけての1文、12行目から14行目、17行目から19行目前段及び2枚目の1行目には、本件監督処分の原因となった事実と密接に関連した事実に関する情報が、2枚目の2行目から7行目には、本件監督処分の原因となった事実に関する情報がそれぞれ記録されている。これらの情報は、作成時点ではともかく、本件監督処分が公になっている現時点においては、契約の相手方の情報を除き、イで述べたとおり開示することにより、本件法人の事業運営上の地位若しくは社会的地位が不当に損なわれるとは認められない。

しかしながら、それ以外の部分である別紙2の表の2に掲げる文書の(1)のア及びキには調査の過程で取得した本件法人の契約及び下請金額に関する不確定な情報(イの に該当する情報)が、イ、エ及びオには本件監督処分とは直接関係のない本件法人に関する不利益な情報(イの に該当する情報)が、ウ及び(2)には本件法人と取引関係にある者と取引に関する情報(イの に該当する情報)が、カには、本件法人の発注代金の支払いに関する情報(イの に該当する情報)がそれぞれ記録されており、いずれもイで述べたとおり2号情報に該当すると判断する。

(3) 6号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第6号は、試験の問題及び採点基準、検査、取締り等の計画及び実

施要領、争訟の方針、入札予定価格、用地買収計画その他の道又は国等の事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは事業の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業若しくは将来の同種の事務若しくは事業の公正若しくは円滑な実施を著しく困難にすると認められるものを非開示情報として定めている。

イ 実施機関は、別紙 1 の表の 3 の(3)に掲げる部分には、法に基づく調査の方法、調査対象とする資料名が記録されており、これを開示することにより調査手法が明らかとなり、将来の同種の事務の公正又は円滑な実施が著しく困難になるとの理由で 6 号情報に該当すると主張している。しかしながら、当該部分には、下請状況の調査のため提出を求めることが一般的に想定される資料の名称が記載されているのみであり、これを開示することにより将来の同種の調査の公正又は円滑な実施が著しく困難になるとは考えられない。

したがって、別紙 1 の表の 3 の(3)に掲げる部分は、6 号情報に該当しないと判断する。

#### (4) 対象公文書の特定について

開示請求書には、「法違反処分、処分に関する経過書類一式」と記載されていたことから、実施機関は、本件開示請求の対象公文書は本件監督処分に関する一連の手続きに係る文書であるとして別紙 1 に掲げる文書を特定した。しかしながら、既に開示された文書の記載内容から、法第 19 条に違反したことによる文書指導に係る文書の存在が明らかとなっており、本件においては、最終的に監督処分と文書指導という異なる結果となったものであるが、調査は同一の手続きにより進められたことが認められることからすれば、「法違反処分、処分に関する経過書類一式」の中には、法第 19 条違反による文書指導に係る文書が含まれると解するのが妥当である。また、異議申立人も平成 12 年 5 月 8 日付け意見書の 2 頁の(2)において「法第 16 条に違反して違法な下請をしたこと、法 19 条に違反して発注者とは法定要件を具備していない契約書を取り交わし、...についての処分に関する経過書類一式を公開請求したものである。」と述べており、文書指導となった法第 19 条違反も含めて「処分に関する経過書類一式」として開示請求したことを明らかにしている。そして、当審査会の審査過程において、別紙 1 に掲げる文書以外に、本件監督処分に関連する調査で判明した法第 19 条違反の事実により、法第 41 条第 1 項に基づき実施機関が行った文書指導に係る「法第 41 条に基づく指導について」と題する決定書(平成 11 年 12 月 27 日付け整理番号第 3206 号。以下「本件指導文書」という。)が存在することが確認された。以上のことからすれば、本件指導文書は、本件開示請求の対象公文書に含まれると考えられる。

そして、本件指導文書に記録されている情報は、既に開示された文書の記載内容と概ね同様の内容であることから、新築工事に係るマンションの名称及び所在地については、本件法人の契約の相手方が特定される情報であり、開示することにより本件法人の事業運営上の地位が不当に損なわれると認められるため 2 号情報に該当すると判断するが、その余の部分は、非開示にする利益はなく、開示すべきであると考えられる。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成12年 3月29日	諮問書の受理 実施機関からの関係資料の提出
平成12年 4月17日 ( 第23回審査会 )	新規諮問事案の報告 本件諮問事案の審議を審査会第二部会に付託
平成12年 4月25日 ( 審査会第二部会 )	実施機関から本件処分の理由等を聴取 審議
平成12年 5月 8日 ( 審査会第二部会 )	異議申立人の意見陳述 審議
平成12年 6月 6日 ( 審査会第二部会 )	審議
平成12年 6月22日 ( 審査会第二部会 )	審議
平成12年 7月 3日 ( 審査会第二部会 )	審議
平成12年 7月25日 ( 審査会第二部会 )	審議
平成12年 9月 5日 ( 審査会第二部会 )	審議
平成12年 9月25日	答申案審議
平成12年 9月28日	答申

## 本件処分における非開示部分

	対象公文書	非開示とした部分	該当条項
1	「建設業法第28条第1項の規定に基づく監督処分について」と題する決定書（平成11年12月27日付け第3205号）	マンション新築工事に係る個人の氏名及び住所の一部	条例第10条第1項第1号
2	「建設業法に基づく監督処分に係る弁明書について」と題する報告書（平成11年12月22日付け）	全部	条例第10条第1項第2号
3	「建設業法に基づく監督処分に係る弁明の機会の付与について」と題する決定書（平成11年12月14日付け第3193号）	(1) 「監督処分の原因となった事実」の個人の氏名及び弁護士の氏名	条例第10条第1項第1号
		(2) 「監督処分の原因となった事実」の1及び2に記載されている内容並びに添付資料	条例第10条第1項第2号
		(3) 「監督処分の原因となった事実」の1頁の12行目の一部	条例第10条第1項第6号
		(4) 通知文中のマンション新築工事に係る個人の氏名及び住所の一部	条例第10条第1項第1号
4	「(株) に対する事情聴取結果について」と題する報告書（平成11年12月3日付け）	(1) 事情聴取結果の【主旨】中の個人の氏名及び弁護士の氏名	条例第10条第1項第1号
		(2) 事情聴取結果の【内容】の全部及び添付資料	条例第10条第1項第2号
5	「建設業法第31条に係る報告について」と題する決定書（平成11年11月18日付け第3173号）	別添【出頭理由】中の個人の氏名及び弁護士の氏名	条例第10条第1項第1号

別紙 2

非開示妥当と判断した部分

	対象公文書	非開示妥当の部分
1	別紙 1 の表の 3 の文書	「監督処分の原因となった事実」の 1 及び 2 に記載されている内容並びに添付資料
2	別紙 1 の表の 4 の文書	(1) 事情聴取結果のうち、次の部分 ア 1 枚目の【内容】の部分の 5 行目から 6 行目 イ 1 枚目の【内容】の部分の 7 行目から 9 行目 ウ 1 枚目の【内容】の部分の 10 行目の道の発言内容の 1 文字目及び 2 文字目 エ 1 枚目の【内容】の部分の 11 行目後段 オ 1 枚目の【内容】の部分の 15 行目から 16 行目 カ 1 枚目の【内容】の部分の 19 行目後段から 20 行目の括弧内 キ 2 枚目の 8 行目から 11 行目 (2) 事情聴取結果の添付資料

異議申立ての経過等並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨

1 異議申立ての経過等

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| (1) 平成12年 1月31日 | 本件開示請求              |
| (2) 平成12年 2月15日 | 本件開示請求に対する公文書一部開示決定 |
| (3) 平成12年 3月13日 | 本件異議申立て             |

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び意見陳述により主張している異議申立ての主な理由は、おおむね次のとおりである。

ア 条例第10条第1項第1号による非開示について

個人情報と理由とする非開示部分については、いずれも事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、通常他人に知られたくない個人情報に該当しない。また、開示請求者本人に係る情報であるため、開示したとしてもプライバシー侵害の問題を生じない。

イ 条例第10条第1項第2号による非開示について

条例第10条第1項第2号の規定は、「不当に」という文言が入ったことにより「正当」、「不当」という価値判断が導入されたものであり、開示することで法人等の地位が損なわれることになったとしても、それが正当といえる場合であれば非開示とすることは認められない趣旨である。本件は、本件法人が違法行為をして現に処分された経過についての文書であり、これを開示することによって当該法人が不利益を被っても、それは違法行為の結果であり何らその地位を不当に損なうものではない。建設業法の公告、閲覧制度の趣旨からみても、法で閲覧が義務づけられていない情報について、業者に関する正確な情報を公衆に提供し、公衆が適切な選択をする上で役に立つ情報を開示することを禁ずるものではなく、むしろ法の閲覧の足らざる部分を条例による開示で補うことは法の期待するところというべきである。

ウ 条例第10条第1項第6号による非開示について

「調査の方法、調査対象とする資料名が記載されており、このような情報が開示された場合、将来の同種の事務の公正又は円滑な実施が著しく困難になると認められるため」とあるのみで、どのような情報がどのような理由で非開示とされているのか理解しがたく、このような不明確な理由による非開示は認められない。

3 実施機関の説明要旨

本件処分に係る実施機関の説明要旨は、別添「理由説明書」のとおりである。



# 理 由 説 明 書

## 1 対象公文書の内容

### (1) 平成11年12月27日付け 決定書

〔建設業法第28条第1項の規定に基づく監督処分について〕

当該決定書については、建設業法の規定に基づく監督処分を決定し、関係機関へ通知する通知するものであり、監督処分の対象となる建設業者名、違反法令等の事実及び処分の理由を記載しているものである。

また、添付している書類は、建設業者への指示文の写し、関係機関への通知文の写し及び建設業者監督処分簿の写しである。

### (2) 平成11年12月22日付け 報告書

〔建設業法に基づく監督処分に係る弁明書について〕

当該報告書については、監督処分に際し行われる行政手続法上の弁明の機会の付与に係る対象建設業者の弁明を受けたものであり、添付している書類は弁明書である。

### (3) 平成11年12月14日付け 決定書

〔建設業法に基づく監督処分に係る弁明の機会の付与について〕

当該決定書については、監督処分に際し行われる行政手続法上の弁明の機会の付与を決定し当該建設業者へ通知するものであり、該当建設業者、弁明者氏名、予定する監督処分及び該当条項、監督処分の原因となった事実並びに弁明書の提出先等を記載しているものである。

また、添付している書類は、処分を行う上で要した調査書類、資料の写しである。

### (4) 平成11年12月3日付け 報告書

〔(株) に対する事情聴取結果について〕

当該報告書については、対象建設業者に対し行った事情聴取の結果であり、日時、場所、事情聴取を行った趣旨及び事情聴取の内容等を記載したのであり、添付している書類は、調査に要した資料の写しである。

### (5) 平成11年11月18日付け 決定書

〔建設業法第31条に係る報告について〕

当該決定書については、対象建設業者に対し業務に関する報告を求める決定を行い、通知するものであり、出頭日時、出頭場所、報告を受ける事項及び出頭理由等を記載しているものである。

## 2 非開示の理由

### (1) 条例第10条第1項第1号の該当性について

ア 上記1の(1)に記載されているマンション新築工事に係る個人の氏名及び住所の一部、同(3)に記載されている「監督処分の原因となった事実」の個人の氏名並びに通知文中のマンション新築工事に係る個人の氏名及び住所の一部、同(4)に記載されている(株) に対する事情聴取結果の主旨の中の個人の氏名、同(5)に記載されている出頭理由の中の個人の氏名については、特定の個人が識別され、通常他人に知られたくない情報であると認められるため、北海道情報公開条例第10条第1項第1号に基づき、開示しないものである。

イ 上記1の(3)に記載されている「監督処分の原因となった事実」の弁護士の氏名、同(4)に記載されている(株) に対する事情聴取結果の主旨の中の弁護士の氏名、同(5)に記載されている出頭理由の中の弁護士の氏名については、弁護士の氏名から特定の個人が識別され、通常他人に知られたくない情報であると認められるため、北海道情報公開条例第10条第1項第1号に基づき、開示しないものである。

(2) 条例第10条第1項第2号の該当性について

上記1の(2)の全部、同(3)に記載されている「監督処分の原因となった事実」の1及び2に記載されている内容及び添付資料、同(4)に記載されている(株) に対する事情聴取結果の内容及び添付資料については、建設業法に基づく法人の監督処分に係る情報及び取引先に関する情報であり、法人が事業活動を行う上での内部管理上の事項に属する情報であることから、開示することにより当該法人の事業運営が不当に損なわれると認められるため、北海道情報公開条例第10条第1項第2号に基づき、開示しないものである。

また、建設業業者に係る監督処分については、建設業法に基づき処分の内容を記載した監督処分簿を閲覧対象として公にすることが定められているが、処分に係る前段の調査に要した書類、資料を開示すれば、法人の事業運営が不当に損なわれることとなる。

(3) 条例第10条第1項第6号の該当性について

上記1の(3)に記載されている「監督処分の原因となった事実」の12行目の一部については、建設業法に基づく調査に係る内容として調査の方法、調査対象とする資料名が記載されており、このような情報が開示された場合、将来の同種の事務の公正又は円滑な実施が著しく困難になると認められるため、北海道情報公開条例第10条第1項第6号に基づき、開示しないものである。

### 3 異議申立理由に対する反論

(1) 異議申立人は、個人情報に係る非開示部分について、開示請求者と個人情報が同一人物であることから、プライバシーの侵害の問題は生ぜず、通常知られたくない情報とは言えないと主張しているが、北海道情報公開条例の趣旨として、非開示情報に該当するかどうかの判断は、開示請求者の如何を問わず行われるものであり、開示請求が当該個人に関する情報の本人自身から行われた場合であっても、開示することができないものである。

(2) 異議申立人は、法人情報に係る非開示部分について、当該法人が違法行為を行って処分された経過についての文書であり、公開することによって当該法人が不利益を被っても、違法行為をした結果であることから、何らその地位を不当に損なうのではないと主張しているが、「不当に損なわれると認められるもの」かどうかの判断は、違法行為結果の如何によるものではないことから、違法行為を行った法人であることを理由に開示することにはならないものである。

以上のとおり、異議申立人の主張は、理由のないものである。